

薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会

食品規格部会 議事次第

日時：平成29年9月22日（金）

10時00分～12時00分

場所：厚生労働省 共用第7会議室

1. 開 会

2. 議 題

（1）審議事項

- ・食品中のデオキシニバレノールの規格基準の設定について
- ・清涼飲料水の規格基準の改正について

（2）その他

3. 閉 会

<配付資料>

資料 1 : 食品中のデオキシニバレノール (DON) の規格基準の設定について

資料 2-1 : 清涼飲料水の規格基準の改正について

資料 2-2 : ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないものの成分規格設定等検討項目

資料 2-3 : ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うものの成分規格設定等検討項目

資料 2-4 : ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水の製造基準等
検討項目

資料 2-5 : ミネラルウォーター類中の亜鉛及び亜硝酸性窒素の含有濃度実態調査

<参考資料>

参考資料 1-1 : 食品中の汚染物質に係る規格基準設定の基本的考え方

参考資料 1-2 : 食品健康影響評価の結果の通知について デオキシニバレノール及びニバレノール
(平成 22 年 11 月 18 日付け府食第 872 号)

参考資料 2-1 : 清涼飲料水等に係る規格基準の一部改正について

参考資料 2-2 : ミネラルウォーター類における化学物質等の成分規格の設定等について

参考資料 2-3 : 飲料水等に係る基準値の比較 (残留農薬を除く)

参考資料 2-4 : 水質基準の見直しにおける検討概要等

参考資料 2-5 : 清涼飲料水の規格基準に関する改正等の経緯

参考資料 2-6 : 清涼飲料水の成分規格

参考資料 2-7 : CODEX STAN NATURAL MINERAL WATERS

参考資料 2-8 : GENERAL STANDARD FOR BOTTLED/PACKAGED DRINKING WATERS

参考資料 2-9 : 食品健康影響評価の結果の通知について 亜鉛 (平成 29 年 4 月 25 日付け府食第 298
号)

参考資料 2-10 : 食品健康影響評価の結果の通知について 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (平成 24
年 10 月 29 日付け府食第 945 号)

参考資料 2-11 : 食品健康影響評価の結果の通知について 亜硝酸性窒素 (平成 25 年 7 月 22 日付け
府食第 585 号)

参考資料 2-12 : 食品健康影響評価の結果の通知について 鉄 (平成 29 年 4 月 25 日付け府食第 299
号)

参考資料 2-13 : 食品健康影響評価の結果の通知について カルシウム・マグネシウム等 (硬度) (平
成 29 年 4 月 25 日付け府食第 300 号)